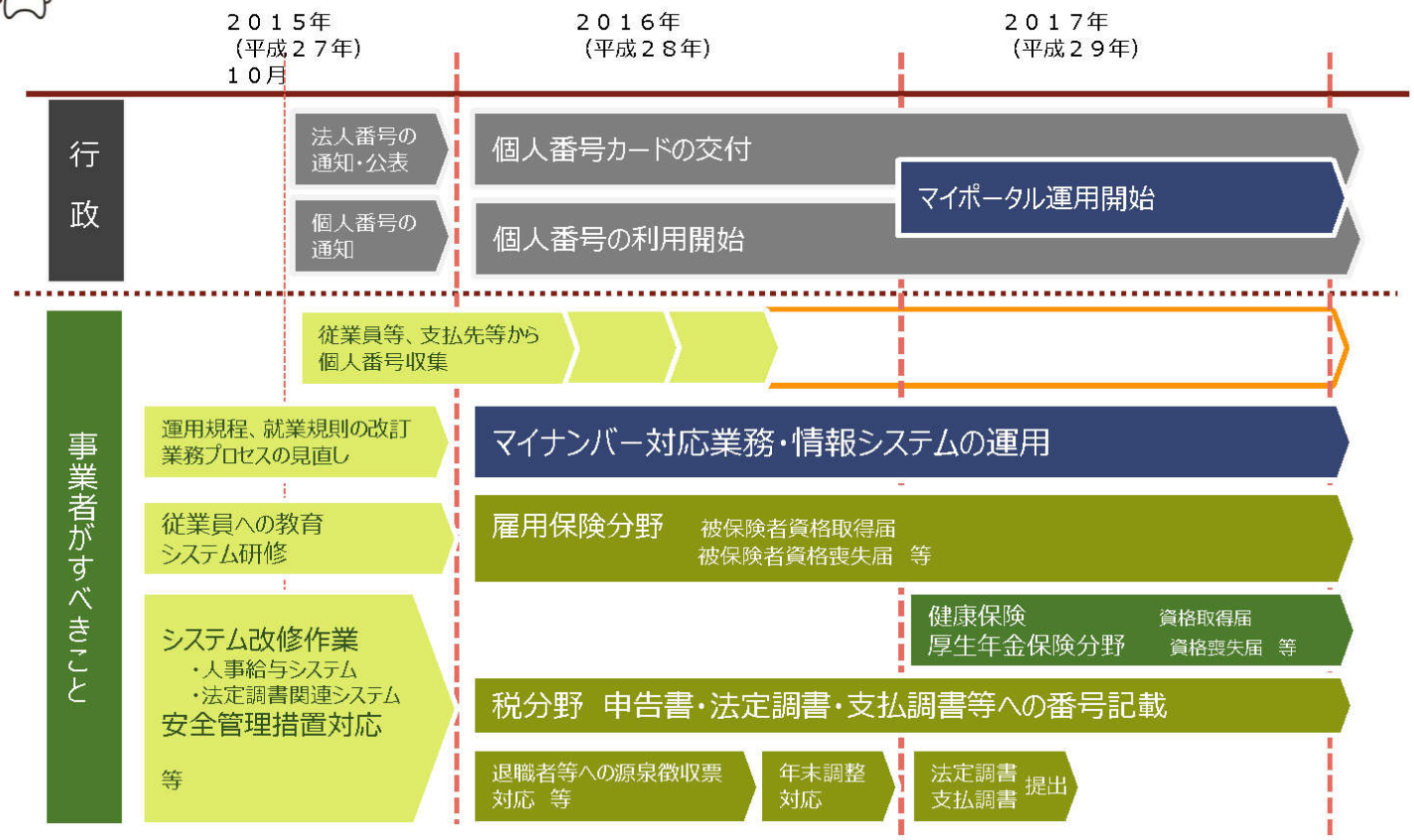
マイナンバーについて②

今後の実施スケジュール



番号法と個人情報保護法

個人情報保護法は一般法、番号法は特別法の関係にあり、特別法は一般法に優先します。

	番号法	個人情報保護法
適用対象	個人番号を取り扱う**全ての者**	個人情報取扱事業者 穂人情報の数の合計が過去６月以内のいずれの日においても5000超の事業者
	個人番号を含む個人情報（2条） ※死者を含む	**生存する**個人情報（2条）
利用範囲	番号法で**限定的**に定められた事務の範囲内で、具体的な利用目的を特定し利用。	利用目的の特定、通知または公表(15条)
利用目的の変更		本人への通知または公表（16条）
目的外利用	**本人同意があっても利用不可**（9条）	本人からの同意取得（16条）
第三者提供	法で限定的に明記された場合を除き、**提供不可**（14,15条）	本人からの同意、予め利用目的とする（23条）
データベース作成	必要な範囲を超えて**作成不可**（28条）	データ内容の正確性の確保（19条）
安全管理措置	漏えい、滅失、毀損の防止ほか(12条,33条）従業者の監督（34条）	漏えい、滅失、毀損の防止ほか（20条） 従業者の監督（21条）

Copyright 2015 RICOH JAPAN Corporation All Rights Reserved.